

## 控訴人らの主張の要旨（権利性）

2021年3月25日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

- 1 控訴人らが求めているのは、人格権としての平穏生活権に基づき、それを侵害する石木ダム工事を差し止めることです。本訴訟の第一審は、控訴人らが主張するような権利は認められないとして、請求を棄却しました。

そこで、弁論更新に際し、控訴人らが主張する権利およびそれに基づく差し止めが認められることについて述べます。

- 2 控訴人らは「平穏生活権」について、「自己が選択した土地で継続的かつ平穏に生活をし、快適な生活を営む権利ないしは人格的生存を図る権利」として主張しています。

本来、人は、生活の本拠において生まれ育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりあいにおいて人格を形成し、幸福を追求していくという人の全人格的な生活をおくる権利があり、その権利は憲法上保障されている基本的人権であるはずで

それは、「すべて国民は、個人として尊重される」（憲法13条）という文言から明らかなよう、個人の尊厳ある生存のためには、生命や身体の安全の保障だけでは足りず、精神的な自由、人間らしい生活、幸福を追求する権利というものが保障されなければならないためです。

そして、控訴人らは、本件工事によって現在の居住地を奪われますが、その意味するところは、自身が生活の本拠として生まれ育ち、住み続

けたいと選択した土地で生活することを奪われ、それまでの生業や生活環境、地域コミュニティとの関わり合いを奪われ、人格を形成し幸福を追求してゆくという全人格的な生活が奪われるということです。

控訴人らが侵害される権利が人格権として保護されるべきものであることはあまりにも明らかと考えます。

- 3 そうすると、個人の排他的支配領域に属する権利が侵害される以上、侵害を排除し権利を回復するために、差し止めは認められなければなりません。

少なくとも、受忍限度論とよぶのか、違法性論とよぶのかはさておき、侵害される権利に対して、侵害する行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の有無と程度等が比較検討される必要があります。上述のように、控訴人らの権利は、人の人格的生存のために不可欠なものであって、保護されるべき権利であることは明らかなためです。

そして、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性とは、本件では、石木ダムの必要性です。石木ダムの目的である「治水」、「利水」の両方の目的で、石木ダムが本当に必要なのか、未だこうばるに居住する13世帯もの人々の人格的生存を侵害してまでも作らないといけないものなのかが、慎重に吟味されないとならないものです。一審判決はこの点を明らかに誤っています。

- 4 民事差止請求の可否について判断した最高裁判例は、次のようにも判示しています。

「被害の防止に関して採り得る措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して決すべきものである。」

この判示によれば、仮に、佐世保市の利水、川棚町の治水の必要があるとしても、それは石木ダムでなければならないのか、他の方法があるのではないかと、という検討が必要ということになります。水の需要に対

する人々の意識も変化し、節水技術も発達している現在において、ダムに水を貯める以外の方法が本当はないのか、川棚川の支流の流域面積も狭い石木川を堰き止めるより他に川棚町の治水の方法はないのか、その検討が必要なはずです。

控訴人らは、一審から、治水・利水の両面で、今ではもはや石木ダムを作る必要性がないことを主張してきました。しかし、一審では、これらの検討が一切なされませんでした。

御庁において、石木ダム建設工事が本当に必要なのか、その判断が適正になされることを求めます。

以上

以上